条約

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二十九号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であって、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従った両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則及び相互の同意に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。

第二条

1　この協定の下で、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、当該物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器の提供が含まれるものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、

i　提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。

ii　決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

2　いずれの当事国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。